様式第５号（教育実習実施計画に関する書類）

教　育　実　習　等　実　施　計　画
１　教育実習等の内容及び成績評価等
①　教育実習等の時期 ＜教育実習＞４年次６月～７月
②　教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞高等学校２週間（６０時間）
③　実習校の確保の方法 ＜教育実習＞大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。
④　実習内容 ＜教育実習＞高等学校における２週間の教育実習で、授業観察、指導案の作成、授業の実践、部活指導，生徒との交流などを通して、教育実践について体験的に学ぶ。本教育実習での体験については、教職課程の各科目で学んできた内容と関連づけた考察から理論と実践の統合を行う。
⑤　実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞週に１回程度、実習担当教員が実習校へ出向いて巡回指導を行う。指導場面においては、授業担当時の状況、それに関する事前準備等について聴き取りを行うほか、実習場面における対人関係（対教職員、対生徒等）を円滑に育むことができているかについても確認していく。実習生が実習中に抱いた不安や葛藤についてもしっかりと受容や傾聴を行うとともに、残りの実習期間を能動的に取り組むことができるよう、必要な管理的・支持的・教育的な観点からのスーパービジョンを行う。
⑥　実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞実習校（実習指導者）からの実習評価に加え、実習生の提出した「実習日誌」等も参考にしたうえで、大学の実習担当教員がその成績を総合的に評価し、単位を認定する。
２　事前及び事後の指導の内容等
①　時期及び時間数 ＜教育実習＞ 事前指導・・・教育実習の前年（１２時間） 事後指導・・・教育実習後（４時間）
②　内容（具体的な指導項目） ＜教育実習＞ 第１回：教育実習の意義と目的 第２回：学校経営、学校の組織、学級経営、一日の流れ 第３回：教育実習の心構えと自身の目標設定 第４回：学習指導案の作成①と模擬授業 第５回：学習指導案の作成②と模擬授業

第６回：教育実習直前の諸注意、準備
第７回：教育実習報告会①
第８回：教育実習報告会②とまとめ

③ 教育実習などにおけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

「公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策などに関する規程」や「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和 5 年 3 月 29 日通知）」に基づき、実習校におけるハラスメント防止について教育実習事前事後指導（中高）で指導するとともに、実習中の実習校巡回の際などにも確認を行う。また、相談窓口として学内の教職課程に係る教員や「人権侵害に関する相談員」及び「人権委員会委員」、福岡県教育委員会の教育実習生へのパワーハラスメントに類する言動についての相談窓口（総務企画課及び教職員課）等について周知する。

３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

①　大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称 「教職課程部会」（大学全体）
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
（部会長）教員兼務理事、（部会員）教職専門教員（1 名）、幼稚園教科専門教員（1 名）、公民教科専門教員（2 名）、中学社会教科専門教員（2 名）、情報教科専門教員（1 名）、養護教科専門教員（1 名）、特別支援教科専門教員（2 名）（※認定を受けた場合）、高校福祉教科専門教員（1 名）、人間形成学科担当教員（1 名）、公共社会学科担当教員（1 名）、社会福祉学科担当教員（1 名）、看護学科担当教員（1 名）、学務部職員（1 名）（計 16 名）
・ 委員会等の運営方法
年２回定期部会を開催
公立大学法人福岡県立大学教職課程部会規則
第５条 部会は、部会員の２分の１以上の出席をもって成立する。
２ 部会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
３ 部会は、必要と認めるときは部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
４ 部会の活動について適宜教務入試委員会に報告するものとする。

【委員会の組織図】

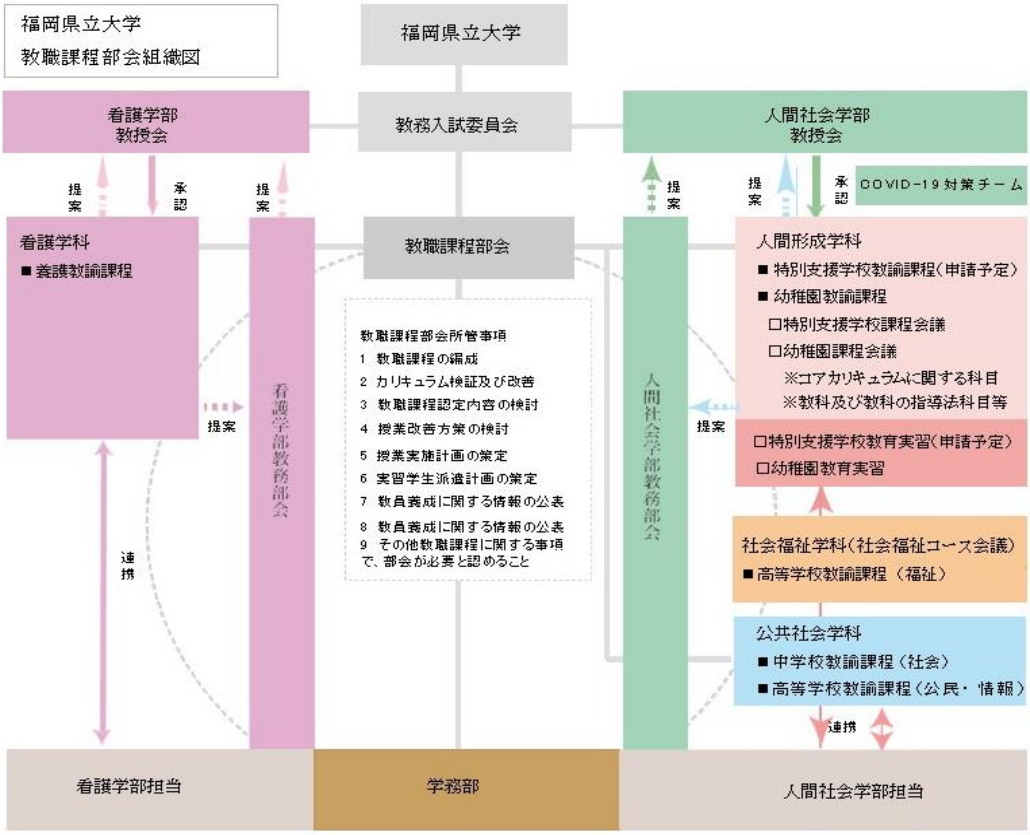

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称
「福岡県立大学社会福祉学科教育実習協議会」

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
福岡県立大学　　高校福祉教科専門教員１名
福智高等学校　　教員１名
折尾愛真高等学校　教員１名

・ 委員会等の運営方法
実習の受け入れ、担当クラスなどに関する打ち合わせ等

【委員会の組織図】

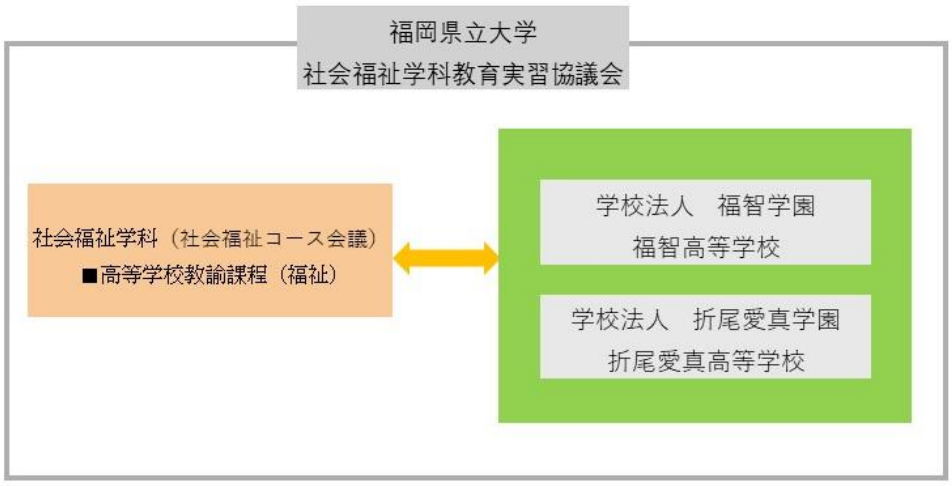

4　教育実習の受講資格

高等学校教諭Ⅰ種免許状に必要な、指定された科目を履修済み、または履修中の者。

5　実習校

教育実習	体験活動		
		学級数の合計	高等学校 9 学級
○	×	学校名	福智高等学校（福岡県田川市大字伊田 3934 番地）　総合福祉科介護福祉コース 学級数：3　生徒数：61 人
		教員数	5 人　　（内訳）教諭 1 人、講師 1 人、非常勤講師 3 人
○	×	学校名	折尾愛真高等学校（福岡県北九州市八幡西区堀川町 12 番 10 号）　普通科介護福祉士コース 学級数：3　生徒数：38 人
		教員数	6 人　　（内訳）教諭 5 人、非常勤講師 1 人

教　育　実　習　受　入　承　諾　書

公立大学法人福岡県立大学に係る教育実習について、下記のとおり承諾します。

記

1　教育実習受入に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　社会福祉学科（入学定員 50 名）

高等学校教諭一種免許状（福祉）

2　教育実習の受入時期

令和 10 年 4 月より

令和 6 年 3 月 14 日

学校法人 福智学園　福智高等学校

校長　小早川 邦彦

教　育　実　習　受　入　承　諾　書

公立大学法人福岡県立大学に係る教育実習について、下記のとおり承諾します。

記

1　教育実習受入に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　社会福祉学科（入学定員 50 名）

高等学校教諭一種免許状（福祉）

2　教育実習の受入時期

令和 10 年 4 月より

令和 6 年 3 月 // 日

学校法人 折尾愛真学園　折尾愛真高等学校

校長　増田 仰

様式第５号（教育実習実施計画に関する書類）

教　育　実　習　等　実　施　計　画
１　教育実習等の内容及び成績評価等
①　教育実習等の時期 ＜教育実習＞4 年次 9 月～11 月
②　教育実習等の実習期間・総時間数 2 週間（80 時間）
③　実習校の確保の方法 福岡県教育委員会から「福岡県立特別支援学校における教育実習の受入に係る連携・協力について」の承諾を得るとともに福岡県立特別支援学校校長会からも教育実習受入の承諾を得ており、福岡県教育委員会や福岡県立の特別支援学校と連携して教育実習を行う学校の確保を行う。合わせて、政令指定市である福岡市教育委員会並びに北九州市教育委員会所管の特別支援学校における教育実習受入れに関する承諾を得た。 学生が希望する福岡県立の特別支援学校及び福岡市立並びに北九州市立の特別支援学校における教育実習を基本として、希望する実習先で受入れが認められなかった教育実習生については、大学が福岡県教育委員会に「教育実習生受入斡旋依頼書」を提出し、教育実習斡旋の申請を受けた福岡県教育委員会が県立特別支援学校長と協議の上、教育実習受入校の割り振りを行い、教育実習生の受入れ校を決定し受入れ校の学校長が大学に通知する。
④　実習内容 教育実習は、基礎免許状取得のために履修している、教職、領域・教科を含む大学で学習した知識・技能を基礎に履修した特別支援教育に関する科目を中心として、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、学校における教育の実際を体験し、生徒や学校に対する理解を通して理論と実践の関係について習熟するとともに、教員にふさわしい態度を身につけることを目的として設定される。 実習校の指導教諭の下、児童生徒一人一人に対する個別の指導計画等を踏まえた特別な教育的な支援や生活の指導を行うとともに、保護者や関係機関との連携などについて学ぶ。また、実習の記録を通して、児童生徒の理解を深め、指導についての省察を行う。これらを踏まえ、授業の担当および補助、また、校務の全般を実習の内容とする。
⑤　実習生に対する指導の方法 実習期間中に実習担当教員などが実習校を巡回し、指導を行う。指導にあたり、教育実習生の授業担当の状況、準備等を聴取するとともに、実習校との関係が円滑に進んでいるかを確認する。そのうえで、教育実習生が実習を通じた自己成長を遂げることができるよう、指導・助言を行う。
⑥　実習の成績評価（評価の基準及び方法） 実習校からの実習状況の報告を受け、くわえて実習生の提出した「実習日誌」等に基づいて、大学の実習担当教員がその成績を総合的に評価し、単位を認定する。 評価項目は、連携する福岡県や福岡市、北九州市の定める教育実習評価票や教員育成評価指標等を踏まえ、教員の素養（豊かな人間性、使命感、人権尊重、組織の一員としての規律ある行動）、児童生徒指導（児童生徒への生活指導、児童生徒への理解、学校教育活動への参加態度、学級経営活動への取り組み）、学習指導（指導計画の立案、指導技術、教材研究）などとして、S、A、B、C、不可の 5 段階で評価する。

2　事前及び事後の指導の内容等
①　時期及び時間数 4 年次（「特別支援学校教育実習事前事後指導」として開講）に 1 単位（45 時間）として開講する。
②　内容（具体的な指導項目） 事前指導として、守秘義務および勤務にかかわる法令上の義務など教育実習生（教員）としての心構えのほか、学校におけるハラスメント防止、準備すべき書類・物品、学校での学習指導に係る技法などを総合的に指導する。くわえて、各実習校（教育委員会）における個人情報保護にかかわる基本方針及び取り扱い、人権教育の指針などの基本的事項について指導を行う。
③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について 「公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程」や「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和 5 年 3 月 29 日通知)」に基づき、実習校におけるハラスメント防止について特別支援学校教育実習事前事後指導等で指導するとともに、実習中の実習校巡回の際などにも確認を行う。また、相談窓口として学内の教職課程に係る教員や「人権侵害に関する相談員」及び「人権委員会委員」、福岡県教育委員会の教育実習生へのパワーハラスメントに類する言動についての相談窓口（総務企画課及び教職員課）等について周知する。

３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

①　大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・　委員会等の名称

「教職課程部会」（大学全体）

・　委員会等の構成員（役職・人数など）

（部会長）教員兼務理事、（部会員）教職専門教員（1 名）、幼稚園教科専門教員（1 名）、公民教科専門教員（2 名）、中学社会教科専門教員（2 名）、情報教科専門教員（1 名）、養護教科専門教員（1 名）、特別支援教科専門教員（2 名）、高校福祉教科専門教員（1 名）（※認定を受けた場合）、人間形成学科担当教員（1 名）、公共社会学科担当教員（1 名）、社会福祉学科担当教員（1 名）、看護学科担当教員（1 名）、学務部職員（1 名）（計 16 名）

・　委員会等の運営方法

公立大学法人福岡県立大学教職課程部会規則（抜粋）

第５条 部会は、部会員の２分の１以上の出席をもって成立する。

２ 部会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

３ 部会は、必要と認めるときは部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

４ 部会の活動について適宜教務入試委員会に報告するものとする。

【委員会の組織図】

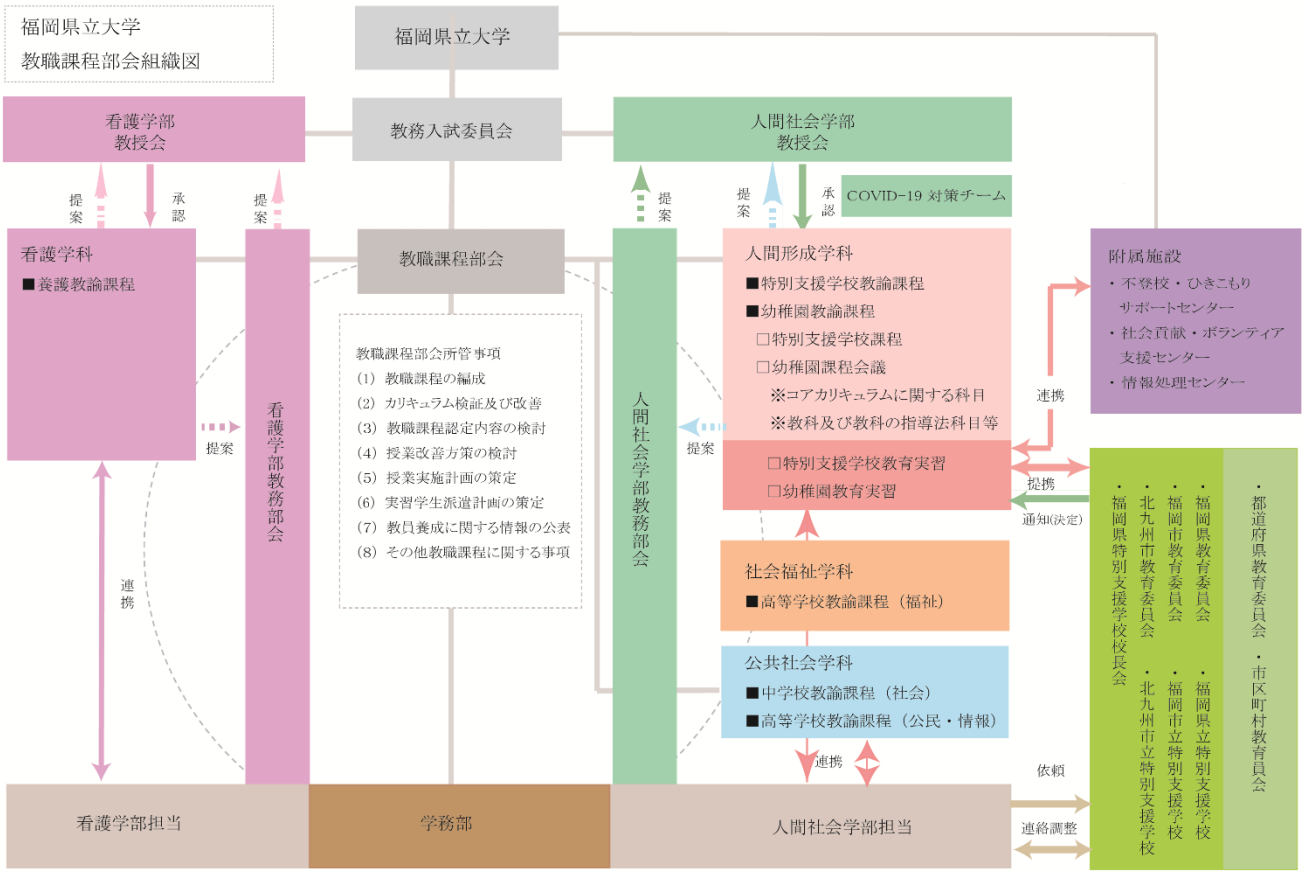

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

・ 委員会等の名称
福岡県特別支援学校校長協会
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
福岡県内の特別支援学校（40 校）で構成される。
・ 委員会等の運営方法
役員会や総会に福岡県内の特別支援学校教諭養成大学が参加して、教員養成や実習に関する説明や協力依頼を行い、特別支援学校と養成校の実習等に関する情報交換を行う。

【委員会等の組織図】

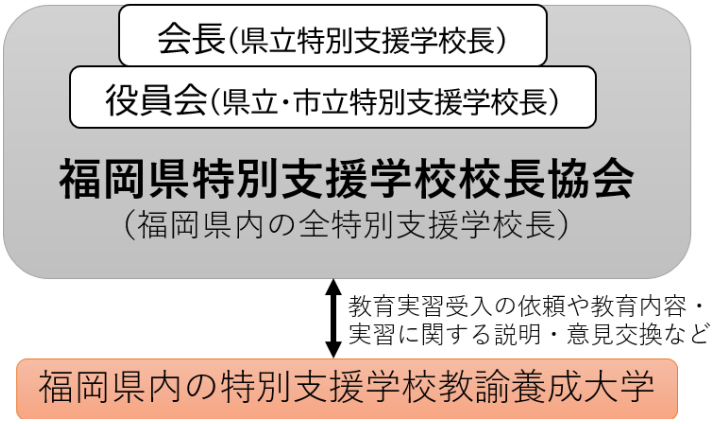

・ 委員会等の名称
北九州地区大学教育実習連絡協議会
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
県内および下関地区の教員養成を行う大学ならびに北九州市教育委員会で構成される。
・ 委員会等の運営方法
年に 1 度開催され、当該年度に生じた教育実習に関する課題点・問題点について北九州市教育委員会と大学が共有する。また、北九州市内の実習校の学校長も協議会に参加し、教育実習のあり方について学校長の立場から指導助言が行われる。

【委員会等の組織図】

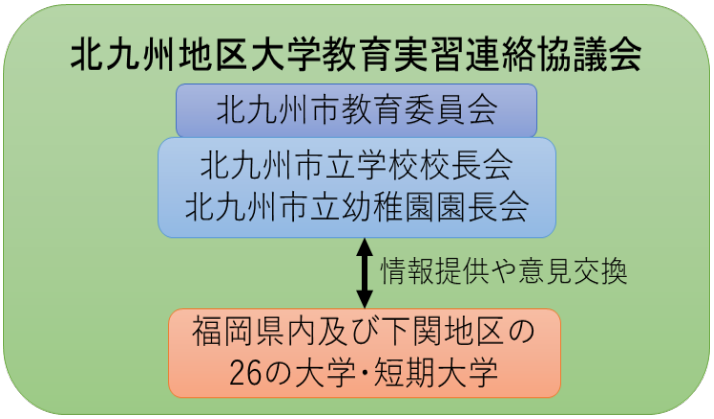

4　教育実習の受講資格

4 年次開講の「特別支援学校教育実習事前事後指導」の履修条件として、以下に該当する場合には受講資格がないことを周知する。

・3 年次までに「障害者教育総論」の単位修得ができていない場合
・3 年次までに「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」「知的障害者の指導法」「肢体不自由者の指導法」「病弱者の指導法」の 6 科目のうち 1 科目以上単位修得ができていない場合

5　実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	特別支援学校 1512 学級	
○	×	教育委員会名	福岡県教育委員会	特別支援学校：21 校
○	×	教育委員会名	福岡市教育委員会	特別支援学校：9 校
○	×	教育委員会名	北九州市教育委員会	特別支援学校：8 校

教育実習の受入に係る連携・協力承諾書

公立大学法人福岡県立大学に係る特別支援学校教育実習実施について、福岡県立学校教育実習実施要綱に基づく実習受入に関する連携・協力を下記のとおり承諾します。

記

1　教育実習実施に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　人間形成学科（入学定員 50 名）

特別支援学校教諭二種免許状（知的障害、肢体不自由、病弱）

2　教育実習実施時期

令和 10 年度より

令和６年３月１日

福岡県教育委員会教育長

教　育　実　習　受　入　承　諾　書

公立大学法人福岡県立大学に係る特別支援学校教育実習について、下記のとおり承諾します。

記

1　教育実習受入に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　人間形成学科（入学定員 50 名）

特別支援学校教諭二種免許状（知的障害、肢体不自由、病弱）

2　教育実習の受入時期

令和 10 年 4 月より

令和 6 年 2 月 26 日

福岡県特別支援学校長協会

会長　藤野和男　福岡県特別支援学校長協会之印

令和６年３月６日

公立大学法人　福岡県立大学

学長　柴田　洋三郎　殿

福岡市教育委員会

教育長　石橋　正信

特別支援学校教育実習受入承諾書

公立大学法人福岡県立大学に係る特別支援学校教育実習の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1　特別支援学校教育実習受入に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　人間形成学科（入学定員 50 名）

特別支援学校教諭二種免許状（知的障害、肢体不自由、病弱）

2　特別支援学校教育実習の受入開始時期

令和 10 年４月

特別支援学校教育実習受入承諾書

公立大学法人福岡県立大学に係る特別支援学校教育実習について、下記のとおり承諾します。

記

1　教育実習受入に係る学科・課程及び免許状の種類

人間社会学部　人間形成学科（入学定員 50 名）

特別支援学校教諭二種免許状（知的障害、肢体不自由、病弱）

2　教育実習の受入時期

令和 10 年 4 月より

令和 6 年 3 月 15 日

北九州市教育委員会

北九州市立教育センター

所長　大石　仁美

北九州市立教育センター所長印